

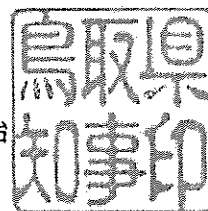


第 201700080193 号
防起第 6 7 1 号 - 1
発 境 自 第 7 2 号
平成 2 9 年 6 月 2 7 日

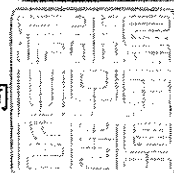
中国電力株式会社

代表取締役社長執行役員 清 水 希 茂 様

鳥取県知事 平 井 伸 治



米子市長 伊 木 隆 司



境港市長 中 村 勝 治



「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」の改定
について（申入れ）

このことについては、平成 2 4 年 1 1 月 1 日に申入れを行い、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）を立地自治体と内容の安全協定となるように改定すべく、現在、貴社、鳥取県、米子市及び境港市とで協議を継続中です。

このような中、かねてより安全協定第 6 条に基づく事前報告の可否について最終的な意見を留保していた島根原子力発電所 1 号機の廃止措置計画認可申請について、平成 2 9 年 4 月 1 9 日に、貴社より認可されたとの報告を受け、鳥取県、米子市及び境港市では、貴社に対する最終的な意見を 6 月 2 7 日に提出したところです。

これまでの安全協定の改定協議の中で、運用上において立地自治体と同様の対応を行う旨を文書で確認しているところですが、貴社において、再稼働や廃止措置が現実に進められようとしている状況の中、立地自治体と安全協定の規定内容について差が設けられている現状は、貴社の対応自体にも差が生じるのではないかとの懸念を抱かせるものです。

ついては、貴社に対し、県民の安全と安心の確保のため、安全協定の立地自治体と内容への改定について再度強く求めます。